

熱帯林行動ネットワーク
JAPAN TROPICAL FOREST ACTION NETWORK (JATAN)
団体規約

名称

(1) 本団体は「熱帯林行動ネットワーク(ネットアイリコウドウネットワーク ; JAPAN TROPICAL FOREST ACTION NETWORK(JATAN))」と称する。

設立

(2) 本団体は 1987 年 1 月 1 日、複数の市民団体の連合体として発足した。その後、独立した事務局をもって現在に至る。

目的

(3) 熱帯林をはじめとした世界の森林の保全のために、森林破壊を招いている日本の木材貿易と木材の浪費社会を改善するための政府、企業、市民の役割を提言し、世界各地の森林について、生物多様性や地域の住民の生活が守られるなど、環境面、社会面において健全な状態にすることを旨とする。

事業活動

(4) 本団体は、(3)の目的を達成するために以下の具体的な事業を行う。

- ・ 熱帯林等、世界の森林の減少の現状とその原因および解決策に関する調査、研究。
- ・ 世界の環境保護団体とのネットワークを広げ、森林問題を中心とした地球規模の環境に関する情報の収集。
- ・ 熱帯林および世界の森林の保護を国内の市民に広めるための勉強会、講演会などの開催。
- ・ 森林経営における住民参加型の持続可能な発展のあり方に関する研究。
- ・ 日本の木材貿易、政府開発援助、企業活動などにかかわる政策提言。
- ・ 熱帯林および世界の森林の保護に関する情報冊子等の発行。
- ・ 機関誌 JATAN NEWS 等の発行。
- ・ 森林問題を含め地球規模の環境問題に関する内外の会議への出席。
- ・ その他、本団体の目的を達成するために必要な事業。
- ・ 本団体は特定の政治、宗教団体に関わりのある事業は行なわない。

会員

(5) 本団体の会員は、本団体の目的に賛同して入会した個人および団体とする。

2. 本団体の会員は以下の通りとする。会員は、会費を納入する以外の特別な義務を負わない。

- ・ 一般会員
- ・ 賛助会員
- ・ 購読会員
- ・ 団体会員

運営委員会

(6) 本団体の運営委員は会員の中から選ばれ、任期は 2 年とする。運営委員会は必要に応じ、随時または運営委員の請求によって、事務局長が召集する。

顧問

(7) 本団体の顧問は運営委員会において選ばれ、本団体の活動や運営についての助言を行う。

経費

(8) 本団体の運営に関する経費は、会員の会費、個人・団体の寄付、販売物収益などによってまかなう。

事業年度

(9) 本団体の事業年度は 4 月から 3 月とする。

事業報告及び決算

(10) 団体の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、運営委員会が作成し、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

事務局

(11) 本団体の事務局は、東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-13-11 THE FORUM 千駄ヶ谷 4F に置く。

附則

1. 本規約は、1987 年 1 月 1 日制定し、即日これを施行する。
2. 本規約は、2015 年 7 月 28 日一部改定し、即日これを施行する。
3. 本規約は、2019 年 1 月 10 日一部改定し、即日これを施行する。